

令和2年第23回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年12月7日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
 同 委 員 坂 口 節 子
 同 委 員 高 柳 誠
 同 委 員 新 井 良 保
 同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
 令和2年度練馬区指定・登録文化財に係る諮問について
 令和3年度予算編成に向けた緊急対応について(中間報告)

令和3年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
 新型コロナウイルスに係る修学旅行キャンセル料の支払いについて
 オンライン育児相談の実施について
 「練馬こども園」の認定について
 令和2年度「練馬区成人の日のつどい」の開催概要について
 令和4年度以降の「練馬区成人の日のつどい」の対象年齢について
 「民設子育てのひろば」の新規指定について
 家庭型子どもショートステイ事業の実施について
 その他
 令和3年健やかカレンダーの配布について
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫
地域文化部文化・生涯学習課長	稲 永 陽 子

教育長

ただいまから、令和2年第23回教育委員会定例会を開催する。

本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者を絞って行う。

初めに、本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の案件は、陳情10件、協議2件、教育長報告11件である。

報告の 番、令和2年度練馬区指定・登録文化財に係る諮問について。この報告については、区長部局に補助執行をお願いしている文化財を諮る案件である。

所管課長である文化・生涯学習課長にご出席いただいているので、案件の最初に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

令和2年度練馬区指定・登録文化財に係る諮問について

教育長

それでは、案件に入る。

初めに教育長報告である。

本日は、報告は11件あるが、今お諮りをしたとおり、報告の 番のみ先に行う。

それでは、文化・生涯学習課長、説明をお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。いかがか。

坂口委員

片口土器は非常に大変な文化財であると思うが、平成25年度に登録して今年度指定するというのは、そんなに日数がかかるものなのか。

文化・生涯学習課長

平成25年度に出土の後、価値を認めて登録をしたところであるが、その後、この土器の全国的な価値というのが明らかになり、今回指定となったものである。

坂口委員

分かった。理解できた。

教育長

登録から指定にかかる期間というのがそれぞれ違うと思うのだが、この土器に関してはこれだけかかったということだと思う。

坂口委員

結構である。ありがとう。

教育長

この土器は、現在どこかに飾ってあるのか。

文化・生涯学習課長

石神井公園のふるさと文化館に、常設展示している。

坂口委員

分かった。

教育長

ほかいかがか。
それでは承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ではそのようにさせていただく。
それでは、文化・生涯学習課長にはご退席いただく。
その他の報告については、後ほど行うこととする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕

- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

陳情審議中の10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは「継続」として、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ではそのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
令和3年度予算編成に向けた緊急対応について（中間報告）

教育長

それでは次に、教育長報告である。

先ほど報告の 番は終わっているため、残りの報告について行う。

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

現在、来年度の予算編成を行っているところであるが、資料1枚目に記載のとおり、区の財政は大変厳しい状況であり、340億規模の財源が不足しているということである。これを補うためには、学校の改築など1件にかかる金額が大きいものは我慢していかないとなかなか帳尻が合わないということもあって、教育委員会関係は結構厳しい状況になっている。

この件について何かご質問あるか。

高柳委員

中間報告に書かれている内容については十分理解ができる。これは練馬区だけではなくて全国的なことだと思うので、本当にやむを得ないことだと思う。

今後の見通しがなかなかできない中で、いろいろな計画を変更したり、よりよいものにしていただいて、努力に感謝申し上げます。ありがとう。

教育長

こちらこそありがとう。

ほかはいかがか。

坂口委員

今の社会状況で、区の財政は少なくなっていったって、大変だろうと思う。

このような対応は、もちろんだこの自治体も取り組まなければならないことであるが、緊急対応を検討する事業を見たときに、皆さんいろいろな夢や思いを持っていたものが崩れていくとショックである。アクションプランはほとんどが全て中止、延期とかになったのか。何かこれだけは区にとってやれるよというものもうなかったのかなと思ったが、いかがか。

教育長

アクションプランは、項目がいっぱいあるため、全部が中止、延期となっているわけではない。

特に大きな財政的負担を伴う事業については見直しをせざるを得ないという判断であるため、大きな財政負担を生じないものについては、予定どおり着々と実施していくことになると思うが、いずれにしても教育委員会のものというのは、どちらかという、改築とかハード面が多く、どうしても大きな財政負担を生じるものが多いため、11あるうちの4つが教育委員会関係である。厳しい状況と思っている。

坂口委員

分かった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

この具体的な内容については、予算の中でまたお知らせをすることになると思うので、
こういう方向性ということでご理解を頂ければと思っている。

令和3年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

教育長

それでは次に移る。報告の 番について、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

もう既に抽選は終わっているが、10校で抽選を行ったというお知らせである。

何かあるか。よろしいか。

それでは、この案件は終わらせていただく。

新型コロナウイルスに係る修学旅行キャンセル料の支払いについて

教育長

次に報告の 番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

もともと修学旅行のお金自体は保護者の方が積み立てているわけであるが、中止の決定をしたのが教育委員会であるため、それに伴って生じたキャンセル料については公費で賄うという報告である。

いかがか。

坂口委員

キャンセル料は区からの持ち出しになったと思うが、この報告を受けて、JTB、農協観光や日本旅行などとそれぞれ学校と契約があると初めて知った。今後このようなことがあれば、キャンセル料まで見込んだ契約というものも必要ではないかとか思ったが、1校との契約である農協観光と日本旅行のキャンセル料のパーセンテージというのはど

れだけになるのか教えてほしい。

保健給食課長

農協観光についてはキャンセル料が契約金額の中で2.8%、日本旅行については5.7%である。全体的なキャンセル料は10%から11%ということであるため、全体に比べると安く済んだ。

なお、旅行会社の決定の仕方であるが、それぞれの学校で予算選定委員会をつくっており、その中で業者の提案であるとか、専ら普通に行った場合の費用の比較等をして、学校が選んでいるわけである。

キャンセル料の割合というのは、何日前だと何%という一律のものではなく、実際に行く先、泊まる旅館、立ち寄り先などによって変わってくるものであるため、なかなか事前に予測しがたいというところもあるし、選定の際にはそこまで思いは至らないのかと思う。

坂口委員

分かった。

教育長

この辺の仕組みというのは、なかなか我々にも分からないところがあって、大手の近畿日本ツーリストとJTBは高いのではないかと思うが、ただ、大勢の子供たちに安全に修学旅行を経験させるということは、大きければ大きいだけ負担も大きいということはあると思う。農協観光や日本旅行のように1校だけというところだと、負担はそんなに大きくないというようなこともあると思う。

ほかの区などを調べてみても大体同じような形で、練馬区だけ特別ということではないため、やむを得ないと思う。

キャンセル料というのは本来発生しないはずで、今回初めてであると思う。坂口委員から今後キャンセル料も含めて在り方考えたほうがいいとのご提案があった。コロナを経験して、こういうこともあることを改めて我々も分かったので、キャンセル料の在り方については、旅行会社とも話し合っていきたいと思う。

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、この案件は終わりにさせていただく。

オンライン育児相談の実施について

教育長

次に報告の 番について、説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この案件について、何かご意見、ご質問があったら、お寄せいただきたい、いかがか。

高柳委員

説明はよく分かった。オンラインはこれからコロナ禍以外でも進めていく必要性があるだろう。そこで、保護者と子供によってはオンラインのほうが受けやすくなるとか、逆に対面のほうが詳しく分かるなどいろいろあると思うが、オンラインの教育相談の利点または課題があれば教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

まず、教育相談については来室いただくことが一番よいと考えている。もともとカウンセリングは五感を使って行うものであるため、入ってきたときの雰囲気であるとかそういうところも含めて行う。

今回のオンライン教育相談については、例えば感染症が怖くて来室ができなくなっているご家庭に適用できると思っている。

また、通室するにはそれなりの時間がかかるので、往復の時間は取れないけれども、面談の時間だけは取れるというような保護者の方もいて、そういう方についてはオンライン相談に切り替えるなどの想定もしている。

オンライン教育相談については相談環境の1つを増やすという形で考えていて、全てこれに切り替えるような考えは持っていない。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

私もZoomで会議を経験してみて気がつくのであるが、非常にやり取りや会話がうまくいっているときはものすごく進む。

相談は予約制だというのが、何時までと約束してあるのか。

また、途中退席されたら、相談が途切れてしまうと思ったが、いかがか。

学校教育支援センター所長

相談の時間については、来室相談が通常50分を単位に行っているものであるため、それをオンライン相談でも継続することになっている。

また、途中退室や急に接続が切れてしまったときの対応であるが、電話等で切り替えてやってみるということも考えている。

なお、非常時については、教育相談室から直接ご家庭を訪問することも想定している。

坂口委員

了解した。

教育長

21日から始めるので、始めてみたらいろいろなことが課題として上がってくるだろうから、一つ一つそれを丁寧に乗り越えていくということがまず必要だと思う。よろしく願います。

ほか、いかがか。よろしいか。

「練馬こども園」の認定について

教育長

それでは次に移る。報告の 番について、説明をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

新たに「練馬こども園」が1園増えて、認定園数が実数としては20園になったということで、着々と「練馬こども園」についても増えてきていると思う。

いかがか。何かあるか。

新井委員

各幼稚園に特別な支援を必要とする子供たちの割合や人数について、現状を教えてください。ただければありがたい。

学務課長

区内に私立幼稚園が38園あるが、総園児数に占める支援が必要なお子さんの割合で申し上げますと0.9%から1%というところである。区立幼稚園だと2.4%なので、そこに大きな開きがある。

ただ、1%ではあるが、手帳を持っているお子さんを預かる幼稚園に対して、心身障害児の保育委託を行ったり、手帳は持っていないが何かしらの支援が必要なお子さんに対しては、補助員助成等を行っている。およそ20園が利用しているため、半数近くの園で何らかそういう支援が必要なお子さんはいらっしゃると認識している。

新井委員

特別な支援を必要とする子供たちの具体的な障害を教えてください。発達障害、あるいはダウン症の子供たちもいるのか。分かる範囲内で結構である。

学務課長

例えばLD、ADHD傾向のお子さんや知的な課題が多いお子さん等が実際には通っている。

区立園でも似たような状況であり、多少重いレベルのパーキンソン病のお子さんなども預かっている状況である。いずれにしても各私立幼稚園で障害があってもしっかり通えるように、啓発に努めているところである。

新井委員

いろいろと現場ではご苦労があると思うが、職員の加配等の配慮はいかがか。

学務課長

手帳をお持ちのお子さんを預かる場合には、保育員の委託という形で支援をしているのであるが、幼稚園側が雇用をした際には、その費用の一部をお支払いしている。

区立園は先ほど24%と申し上げたが、区立園では介助員という形で、実際にはそれぞれ1対1であったり、また、子供2人对介助員1人であったりというような支援をつけているという状況である。実際に園庭等で子供たちが遊んでいる場面を見ると、周りに大人がたくさんいて、例えばちょっと砂を食べてしまったりというときにすぐ手を貸したりだとかというような形で支援を行っているところである。

新井委員

ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

令和2年度「練馬区成人の日のつどい」の開催概要について

教育長

それでは、次に移る。報告の 番について、説明をお願いする。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

何とか一生に一度の成人の日のつどいであるから、実施をしていきたいというふうに思いながらも、こういうコロナの状況の中で、一抹の不安を抱きながら、このような形でご案内をさせていただきたいと思う。

今後の感染状況によっては、また別の判断が必要になるかもしれないが、一応現時点では、実施をするという方向で考えている。

何かご質問、ご意見あるか。お寄せいただきたい。いかが。

よろしいか。では、次に移る。

令和4年度以降の「練馬区成人の日のつどい」の対象年齢について

教育長

それでは報告の 番について、説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

令和5年1月以降の成人の日のつどいのことについて、説明があった。
いかがか。

坂口委員

成人の日はあくまでも二十歳ですということであるが、ほかの自治体もほとんどそうなのか。

青少年課長

11月のデータになるが、23区で8区が二十歳でやると公表している。5区も年内に二十歳を公表する予定と聞いている。その他、練馬区含めて9区あるが、現在二十歳がほとんどと聞いている。18歳でやるというのは、今のところ23区ではない。

なお、地方ではごく一部、お盆にやるところがある。就職や進学で地方から都会に行ってしまうため、お盆にやっているようなところは18歳でやるということもあるが、数はごく少ないというふうに聞いている。

坂口委員

了解である。

教育長

よろしいか。
ほかにいかがか。よろしいか。

「民設子育てのひろば」の新規指定について

教育長

それでは、次に報告の 番について、説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

民設の子育てのひろばの開設についての報告である。16か所目の「民設子育てのひろば」を開設するということであった。

これについてはいかがか。

中田委員

12月1日に開設されたということで、利用状況について教えてほしい。

練馬子ども家庭支援センター所長

先週、開設した。まだ統計としてはないのであるが、開設した12月1日から、通りがかりの方々とか何名か既にいらっしゃっていると聞いている。

今後、周知についても強化していくと団体からは聞いており、すぐ近くの小竹図書館にチラシを置かせていただくなど、検討しながら地域の方になじめるような施設にしていきたいと考えている。

中田委員

ありがとう。

教育長

これからであろう。

ほかいかがか。よろしいか。

家庭型子どもショートステイ事業の実施について

教育長

それでは、次に報告の 番について、説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ショートステイ事業について、説明があった。

何かご質問、ご意見あるか。いかがか。

中田委員

実施者の要件に満たされている方は何組、何名ぐらいいるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

全体でどれぐらいいるかという、(1)の養育家庭として認定されているご家庭が2

9家庭。(2)フレンドホームとして登録されているご家庭が28家庭。(3)ファミリーサポート事業の援助会員が244名。

このうち、事業開始の段階では(1)の養育家庭の方々に、お声がけをさせていただいた。29家庭にお声がけをさせていただいた結果、17家庭からぜひ協力したいというお話を頂いているので、事業開始はまず17家庭からスタートしたいと考えている。

教育長

ほか、いかがか。
よろしいか。ありがとう。

その他

令和3年健やかカレンダーの配布について
その他

教育長

それでは、その他の報告が1件あるので、説明をお願いします。

青少年課長

お手元に令和3年健やかカレンダーを配付させていただきました。今回は区内小中学生から2,551点の応募があった。小学生が1,876点、中学生が675点であった。選ばれた12作品をカレンダーに掲載している。

なお、応募作品のうち、入選作品が240点ある。こちらの原画展を区役所1階アトリウムで12月18日金曜日から来年1月7日木曜日まで開催する。

報告は以上である。

教育長

毎年のことであるが、何かあるか。

坂口委員

いつもこの健やかカレンダーを見るときに、本当に素敵な絵ばかりである。たくさんの中から選ばれて、非常に力作だなと思ってカレンダーが終わっても絵を切り取っておきたいくらい素敵だと思っていた。皆さんここまで仕上げてくださる苦勞が分かる。ありがとう。

教育長

報告にもあったとおり、原画展をやるので、ほかの方々の絵もぜひ見ていただければと思う。

事務局ほかに何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の方からも何かあるか。よろしいか。

それでは以上で、第23回教育委員会定例会を終了する。